

特養 利用料表

一日あたり:円

※基本料金	介護福祉施設サービス費				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	573	641	712	780	847
日常生活継続支援加算	36	新規入所の方:介護度4または5の方が70%以上または認知症自立度Ⅲ以上が65%以上 現入所の方:吸引及び胃瘻等を実施する入所者が15%以上のいずれかに該当している。			
夜間職員配置加算(Ⅲ)口	16	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている。 夜勤帯に吸引等の対応ができる職員を配置している。			
看護体制加算(Ⅱ)口	8	配置すべき看護職員数に1を加えた数以上であり、24時間連絡できる体制を確保している。			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	—	介護保険対象のサービス(居住費及び食費以外)の利用実績に二つの加算を合わせた11%を乗じた料金を上乘せします。			
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	利用者の心身に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、その評価・情報を必要に応じてサービス計画などを見直すなどサービス提供にあたって適切かつ有効に活用している。 (科学的介護情報システム:LIFE)			

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末名での間、基本報酬に0.1%上乘せします。

		個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
住居費	第4段階	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855
	第3段階	820	370	820	370	820	370	820	370	820	370
	第2段階	420		420		420		420		420	
	第1段階	320	0	320	0	320	0	320	0	320	0
食費	第4段階	1392									
	第3段階	650									
	第2段階	390									
	第1段階	300									

※その他の介護給付サービス加算

加算	1割負担	加算条件
初期加算	30単位/日	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算
外泊時費用	246単位/日	利用者が入院及び外泊の場合6日間を限度として加算(ただし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)
安全対策体制加算	20単位/回	外部の研修を受けた職員を配置し、安全対策を実施する体制が整備されている。 入所時に1回のみ算定
外泊時在宅サービス利用費用	560単位/日	利用者に対して居室における外泊を認め、その利用者が施設から提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日間を限度として所定単位数に加えて算定
再入所時栄養連携加算	200単位/回	入院時、施設と大きく異なる栄養管理が必要な場合、医療機関の栄養士と連携して栄養ケア計画を作成し、再入所した場合に算定できる。

※介護保険の給付の対象にならないサービス料金

食費代金	1日 1392円(上記の料金表をご確認ください。) ※特別な食事の提供として、利用者の希望に応じた食事を外部より注文する又は、特別に調理した場合は、実費及び別途料金を頂きます。
住居費代金	個室 1日 1171円(上記の料金表をご確認ください。) 多床室 1日 855円(上記の料金表をご確認ください。) ※入院・外泊等で居室を開けておく場合は、第1～3段階の方は、6日まで負担限度額認定の適用を受けられますが、7日目から居室確保代金として1日 855円を頂きます。(ただし第4段階の個室の方は6日間に限り1,171円の住居費の徴収となります。) 居室確保代 855円

*介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当りの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

令和3年4月1日より